

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年七月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年七月三十一日

埼玉県飯能県土整備事務所長 小宮山 節 男

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 飯能寄居線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
飯能市大字小久保字八幡沢二九 二番一地先から同市大字宮沢字滝 沢二三番三地先まで		区 間
一三・八九ㄱ 二五・九九	一〇・八五ㄱ 一九・五五	敷地の幅員 (メートル)
二六〇・二五		延 長 (メートル)
道路法第二十四条に基づく承認工事によ る		備 考